

## 入札説明書

国立療養所栗生楽泉園不自由者棟改修整備その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成25年10月 3日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所栗生楽泉園事務部長 石川 武志

3 工事概要

(1) 工事名 国立療養所栗生楽泉園不自由者棟改修整備その他工事

(2) 工事場所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647番地

(3) 工事内容 不自由者棟の改修整備工事（改修面積376㎡）

道路融雪整備工事

屋上防水等改修整備工事

職員宿舎等改修整備工事（改修面積298㎡）

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成26年3月28日まで

(5) 工事種目 建築一式

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

(8) 本工事は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う。ただし、以下の点に留意すること。

① 当初より、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

② 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

③ 以下、本説明において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 厚生労働省（関東・甲信越ブロック）における「建築一式」「A、B又はC等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者について

は、手続き開始の決定後、関東・甲信越ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 次に示す①に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。

① 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

② 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省医政局国立病院課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成21年4月1日医政医療発第0401032号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 群馬県、埼玉県、長野県、新潟県、栃木県内に建築工事に係る許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

5 設計業務の受託者等

(1) 4(7)の「3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

東京都中央区新川一丁目2番12号

(株) 山下テクノス

(2) 4(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6 担当部局

〒377-1711 (住所) 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647番地

国立療養所栗生楽泉園

会計課施設管理係

電話：0279-88-3030 (内線225)

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書(以下「提案書」という。)についても次に従い、提出すること。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料及び提案書を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて、4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び提案書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：電子入札により提出する場合は、平成25年10月4日（金）から平成25年10月18日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。但し、持参の場合は平成25年10月4日（金）から平成25年10月18日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出場所：上記6に同じ。

③ 提出方法：申請書、資料及び提案書の提出は、電子入札システムにより受付を行う。但し、持参の場合は②の場所に提出。郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

④ ファイル形式：電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎2006以上
- ・Microsoft Word 2003以上
- ・Microsoft Excel2003以上
- ・その他のアプリケーション
- ・PDFファイル Adobe Acrobat6以上
- ・画像ファイル JPG形式又はG I F 形式
- ・ファイル圧縮形式 LZH形式又はZIP形式

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成10年度以降に、工事が完成し、引き渡しが行われているもの限り記載すること。

① 施工実績

同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないに

もかかわらず入札した場合には、指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 近隣地域内の工事实績（別記様式4）

近隣地域における施工実績（発注機関及び工種は問わない。）を記載する。

但し、施工規模は受注金額が概ね5,000万円以上の施工実績とし、1件記載すること。

なお、5,000万円以上の施工実績がない場合は、5,000万円未満の施工実績でも差し支えないが、500万円未満の実績は評価しない。

また、別記様式2に記載する施工実績と重複した記載でもよい。

④ 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（表鑑で可）を提出すること。

⑤ 地域貢献度の実績

地域ボランティア等により、地域行政から感謝状を与えられた企業については、その感謝状の写しを添付する。

⑥ 技術提案書の提出

4（4）に掲げる資格があることを判断できる安全管理の技術的事項に対する所見を提案書（別記様式5）に記載すること。

⑦ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

⑧ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。但し、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

⑨ 技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。

（4）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、当施設総合評価審査委員会において行う。

・着眼点：発注者の主旨の理解度、施工計画。

（5）技術資料作成説明会

技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。

（6）競争参加資格の確認は、申請書、資料及び提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成25年10月23日（水）までに電子入札システムで通知する。（但し、書面により提出した場合は、書面で通知する。）通知において、技術提案による施工計画の提出者については、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知する。この際、否とした場合には、理由を付して通知する。

（7）設計図書の交付期間、場所及び方法

① 期間：平成25年10月24日（木）の9時から17時まで。

② 場所：6に同じ。

③ 交付に当たっては、実費を徴収するものとする。なお、配布は競争参加資格があることを確認された者を対象とし、支出負担行為担当官からの競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

(8) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

- ① 申請書、資料及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書、資料及び提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書、資料及び提案書は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書、資料及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤ 申請書、資料及び提案書に関する問い合わせ先 6 に同じ。
- ⑥ 電子入札システムにより申請書、資料及び提案書の提出をする場合は、配布された様式（FD）【Word 又は一太郎形式で保存】で作成を行うものとし、複数の申請書類は1つのファイルにまとめ、ファイル要領は1MB以内で作成を行う。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか又はコピーを平成25年10月18日（金）までに郵送する。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

- ① 提出期限：平成25年10月30日（水）17時。
- ② 提出場所：6に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、書面を持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成25年11月1日（金）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面持参による説明要求の場合は、紙）により回答する。

(3) 支出負担行為担当官からの理由等の説明に不服がある者は、(2)の書面を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省医政局国立病院課長に対し再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては中央監視委員会が審議を行う。

- ① 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間：6に同じ。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
- ② 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：6に同じ。

9 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された標準的な参加資格を満たしている場合に、標準点100

点を付与する。

② 4（4）に関する提案（以下「技術提案」という。）や技術資料で示された実績等により最高15点の加算点を与える。

③ 得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

総合評価落札方式に関する詳述は、別添資料1「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を（2）以下に示す。

## （2）評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

（ア）上記4（4）に示す項目に対する提案（簡易な施工計画）に関する事項  
施工計画の適切性、付与条件との整合、技術的裏付けなどにより評価

（イ）施工能力に関する事項  
手持ち工事量により評価

（ウ）企業の技術力に関する事項  
同種・類似工事の施工実績、工事成績、優良工事表彰、安全管理優良表彰、その他表彰により評価

（エ）技術者の能力に関する事項  
保有資格、同種・類似工事の実績、工事成績、優良工事技術者表彰により評価

（オ）地域精通度・地域貢献度に関する事項  
地域内での拠点の有無、近隣での実績、地域貢献の実績などにより評価

（カ）工事信頼度に関する事項  
不誠実な行為などにより評価

## （3）入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は別添資料1「総合評価落札方式の内容」5に示す。

## （4）落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、  
評価値＝{(標準点＋加算点)／(入札価格)}  
の最も高い者を落札者とする。

① 入札参加者は、価格及び（3）「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に該当する者のうち、別添資料1によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

（イ）提案及び提案値が最低限の要求要件（標準値）を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(5) 履行の確認

提案書の技術的所見に記載された内容については、工事完了時に履行状況の検査を行うものとし、受注者の責により入札時の評価内容が満足出来ない場合は、工事成績評価点を減ずる措置を行う。

10 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

- ① 受領期間：平成25年10月4日（金）から平成25年10月28日（月）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
- ② 提出場所：6に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、書面を持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）することにより提出することもできる。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答する。また、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期間：平成25年10月29日（火）から平成25年11月5日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
- ② 場所：6に同じ。

11 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

- ① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成25年11月6日（水）12時。（事前提出の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで。）
- ② 紙により持参する場合は、平成25年11月6日（水）12時までに提出。
- ③ 郵便による入札は認めない。

開札は、平成25年11月7日（木）10時

(2) 場 所：国立療養所栗生楽泉園会議室において行う。

(3) その他：競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、電子入札の場合は、当該通知書は不要。

12 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参することもできる。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相



当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約(以下「不落随契」という。)に移行する場合の意向確認は以下による。

① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。

② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。

③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

### 13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証(かし担保保証特約を付したものに限り)を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

### 14 工事内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの(配布された様式)とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料(参考数量)として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要)を行った工事費内訳書を提出しなければならない。契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が未提出又は不備がある場合は、原則として当該入札者の入札を無効とする。

### 15 開札

紙入札方式による場合は入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

### 16 入札の無効

(1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び提案

書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

#### 17 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9(4)の評価方法で決定するものとする。

なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」(別添資料1)による。

#### 18 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更できるものとする。

イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

ニ) 上記ハ)において途中交代を認める際の現場対応・

- ・交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- ・技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

- ・工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

#### 19 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

#### 20 支払条件

前払金……請負代金の40%以内

完成払

#### 22 火災保険付保の要否 要。

#### 23 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

#### 24 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、支出負担行為担当官に対して苦情を申立てることができる。

#### 25 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

## 26 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 電子入札システムのホームページアドレスは下記のとおりとする。  
ホームページアドレス <http://www.ebid.mhlw.go.jp/>
- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時から17時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札システムホームページの「お知らせ」で公開する。
- (7) システムの操作マニュアルは、電子入札システムホームページの「操作マニュアル」を参照すること。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
  - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
  - 電子入札システムヘルプデスク TEL 03-5437-0732
  - 但し、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、6へ連絡すること。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
  - 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - 競争参加資格確認申請書受付票
  - 競争参加資格確認通知書
  - 辞退届受付票
  - 日時変更通知書
  - 入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 入札書受付票
  - 入札締切通知書
  - 再入札通知書
  - 再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 落札者決定通知書
  - 決定通知書
  - 保留通知書
  - 取止め通知書
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時につ

いては、電子入札、紙により持参が混在する場合がありますため、発注者から指示する。開札時間から30～40分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (11) その他詳細不明の点についての照会先  
6に同じ。

(別記様式1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

殿

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

平成25年10月3日付けで公告のありました国立療養所栗生楽泉園不自由者棟改修整備その他  
工事係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと  
及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6（3）①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6（3）②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6（3）③に定める群馬県内の工事实績を記載した書面
- 4 入札説明書6（3）④に定める契約書の写し [契約書の写しの提出を求める場合のみ]
- 5 入札説明書6（3）⑤に定める地域貢献度の実績として感謝状の写し（ある場合のみ）
- 6 入札説明書6（3）⑥に定める技術提案書を記載した書面

(注) 契約担当官等の承諾を得て紙入札方式とする場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・  
氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（430円）の切手をはった長3号封筒を申  
請書と併せて提出してください。

(別記様式2)

## 同種工事の施工実績 (全国の実績)

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

・同種工事・・・ (ア) 建物用途 建物規模

(イ) 工事種目 建築一式

詳細は入札説明書の「4. 競争参加資格」による。

工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体で受注した場合は、単体と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施工金額(百万円)も記載すること。
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	延べ面積：
	工事種目	
CORINSへの登録		有 ( ) ・ 無

注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注2) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。

注3) 地域貢献度の実績平成〇年度以降に災害復旧等で、当局の事務所から感謝状を与えられた企業(表彰企業は除く)、又は、地域ボランティア等により地域行政から感謝状を与えられた企業については、その感謝状の写しを添付すること。

(別記様式3)

## 監理技術者等の資格・工事経験

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

配置予定技術者の 従事役職・氏名	監理技術者・〇〇 〇〇 (フリガナを記載)	
法令による資格・免許	1級建築施工管理技士 〇〇年〇〇月取得(登録番号:0000) (指定建設業) 監理技術者資格者証 〇〇年〇〇月当初交付 (現在の交付番号:0000)	
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物用途</li><li>・建物規模</li><li>・階数</li><li>・工事種目</li></ul> <p>} 同種工事が確認できる内容を記載のこと。</p>
	CORINSへの登録	有( ) ・ 無
申請時における他工事の従事	工事名称	
	発注機関名	
	工期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINSへの登録	有( ) ・ 無
優良技術者表彰の有無	有( ) ・ 無	

注1: CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。

注2: 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し(表裏とも)、監理技術者講習終了証の写し(表のみ)及び1級管工事施工技術検定試験の合格証明書の写しを添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けたものについては監理技術者講習終了証の写しを除くものとする。

また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

注3: 主任技術者の場合は、資格・免許等確認できる書類の写しを添付すること。

(別記様式4)

## 近隣地域内（〇〇、〇〇、〇〇県内）の工事の施工実績

(発注機関及び工種は問わない)

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体で受注した場合は、単体と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施工金額(百万円)も記載すること。
工 事 概 要	用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	延べ面積：
CORINSへの登録		有 ( ) ・ 無

注1：様式-1に記載する施工実績と重複してもよい。

注2：CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。



(別記様式5)

**技術提案書(簡易型)**  
安全管理(資機材搬入など)に対する技術的所見

工事名 : 国立療養所栗生楽泉園不自由者棟改修整備その他  
会社名 :

対 象	本工事は、不自由者棟の改修整備、道路融雪整備、屋上防水改修整備、看護師宿舎改修整備を行う工事である。 本工事は、これらの工事を同時進行で行う工事であるとともに隣接した区域には整備済の建物があり、入所者が多数居住している。特に今回は、工事現場が点在しているので、施工上最大限に配慮すべき建物工事の安全管理に関する施工計画について提案を求めるものである。
-----	--

項 目	具 体 的 な 施 行 計 画
隣接した建物間での施工にあたり、安全の確保に関する施工計画を提案する	(1)資機材の搬入に関する安全確保
	(2)作業エリア及び入所者の生活空間に関する安全確保
	(3)その他の安全確保

(別記様式－6)

## 工事信頼度について

平成23年9月以降における下記事項について記載すること。

1. 事故等による安全対策の有無      ・有      ・無
  - 1) 口頭注意年月日
  - 2) 文書注意年月日 (写添付)
  
2. 談合、贈賄等による指名停止の有無      ・有      ・無
  - 1) 営業停止又は指名停止年月日 (写添付)
  - 2) 文書注意年月日 (写添付)
  - 3) 口頭注意年月日

# 入 札 書

¥ \_\_\_\_\_

件 名 : \_\_\_\_\_ 工 事

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所

商 号

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

代 理 人 \_\_\_\_\_ 印

支出負担行為担当官

国立療養所栗生楽泉園事務部長 石川 武志 殿

# 委任状

(住所) \_\_\_\_\_

私は、(氏名) \_\_\_\_\_ 印 を代理人と  
定め

下記事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 整備工事

平成 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

支出負担行為担当官  
国立療養所栗生楽泉園事務部長 石川 武志 殿

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所栗生楽泉園事務部長 石川 武志 殿

住 所 ○○県○○市○○

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名 工事
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由  
(記入例)
  - ・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所栗生楽泉園事務部長 石川 武志 殿

住 所 ○○県○○市○○

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 印

競争参加資格確認関係書類の紙による提出について

平成 年 月 日開札の「 整備工事」に係る競争参加資格確認関係書類については、平成 年 月 日紙媒体により提出いたします。

## 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
  
- 2 競争参加資格確認資料（別紙様式1～6）
  
- 3 その他参考資料 会社履歴書又はこれに類する書類

※ 提出部数 各1部

# 入札心得

国立療養所栗生楽泉園が行う競争入札に参加しようとする者は、この入札心得を承諾の上、参加すること。

(入札方法)

1 入札の方法は次により行うこと。

(1) 入札は、入札説明書で定められた入札書により行うこと。

(2) 入札書に記載する住所、商号及び氏名並びに入札書に押す印鑑は、入札者があらかじめ届け出たものを用いること。

(3) 入札書の受領期限に遅れた入札は一切認めない。

(4) 入札保証金の納付又は代納担保の提供を入札条件としている場合に、所定の日時までに、納付又は提供の確認ができない場合は、入札書を受理しない。

(入札の無効)

2 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札書に記名押印がされていない入札

(2) 入札金額を訂正した入札

(3) 金額の数字等が不明瞭な入札

(4) 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札

(5) 前各号のほか、

- ・入札の公告若しくは通知、当該入札心得又は係官が指示した事項に違反した入札
- ・競争参加資格等確認関係書類提出時に誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき

(落札者の決定)

3 予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格（物件の売払については、最高の価格）の入札者を落札者とする。（総合評価落札方式については、総合評価点の最も優れている者）

ただし、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約においては、法令の定めるところにより最低価格の申込者を落札者としがないことがある。

(再度入札)

4 開札の場合に予定価格の制限に達した入札がないときは、直ちに同一条件で再度の入札をさせることがある。この場合の入札参加者は、初度の入札に参加した者に限る。

(違約金等)

5 落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。



(別添資料1)

## 総合評価落札方式の内容

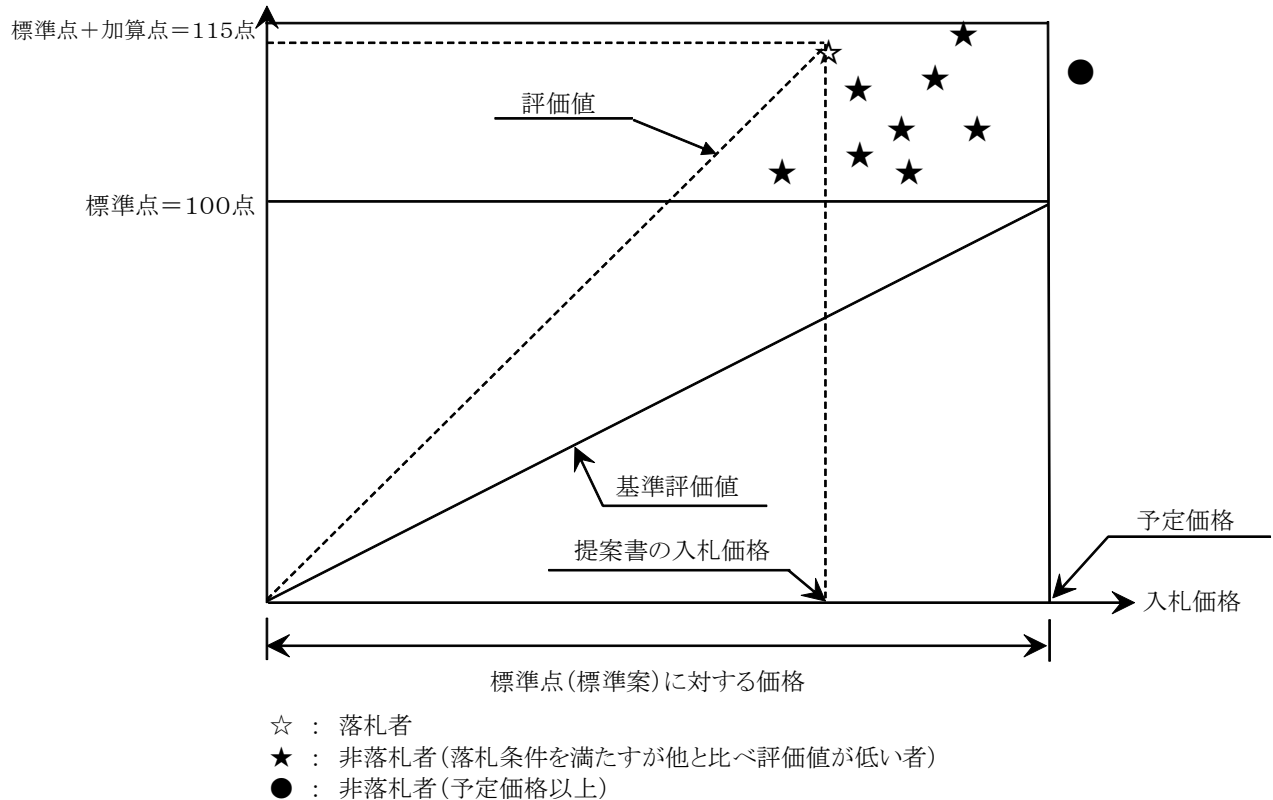
### 1. 総合評価落札方式（簡易型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、5. 加算点の付与の考え方により点数を付与する方式である。

### 2. 総合評価の仕組み

#### ① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示す。



$$\text{基準評価値} = \text{標準点}(100\text{点}) / \text{予定価格}$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

$$\text{予定価格} = \text{標準案に対する工事費}$$

$$\text{入札価格} = \text{技術提案内容等に対する見積工事費}$$

#### ② 落札者の決定方法

以下の条件を満たし、評価値が最も高い者を落札者とする。

a. 入札価格 ≤ 予定価格

b. 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと（標準点以上）

c. 評価値 ≥ 基準評価値

\* 条件を満たし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

### 3. 評価項目及び評価指標

① 技術提案 : 施工計画のうち、次の提案について評価する。

\* 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見

② 入札に参加しようとする者の技術力に関する事項

同種・類似工事の施工実績、工事成績により評価

③ 配置予定技術者の能力に関する事項

同種・類似工事の実績により評価

④ 入札に参加しようとする者の信頼度・社会性に関する事項

地域内での拠点の有無、近隣での実績、地域貢献の実績などにより評価

4. 標準点及び加算点

- ①標準点 : 発注者が求める条件（標準案）を満たしていれば、標準点として100点を付与する。  
 ②加算点 : 5. 加算点の付与の考え方に応じて付与する点数とする。

5. 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は以下の通りとする。

評価項目及び指標				加算点 (下記に示す点数の範囲で付与する)
施工の確実性	施工計画	簡易な施工計画	安全管理（貸機材搬入など）に対する技術的所見	12
	企業の技術力	同種工事の施工実績		3
		工事成績		
	技術者の能力	同種工事の実績		
企業の信頼性, 社会性	地域精通度 地域貢献度	地域内での拠点の有無		
		近隣地域での施工実績		
		災害協定等による地域貢献の実績やボランティア活動による地域貢献の実績		
工事信頼度		別添資料2 参照		
合計加算点の最大値				15

6. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定（入札参加者が10社の場合の例）

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (b) (億円)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	15	115	1.7000	67.6470	☆ 1
②	100	10	110	1.7500	62.8571	4
③	100	10	110	1.8500	59.4594	6
④	100	0	100	1.5500	64.5161	3
⑤	100	15	115	1.9500	58.9743	7
⑥	100	0	100	1.7500	57.1428	8
⑦	100	10	110	1.6500	66.6666	2
⑧	100	15	115	1.9000	60.5263	5
⑨	100	10	110	2.0500	-	注1 -
⑩	100	0	100	2.2000	-	注1 -

・注1: 予定価格を超過

・☆: 落札者

・予定価格=2.0(億円)

・加算点、評価値については、少数第5位切り捨て

(別添資料2)

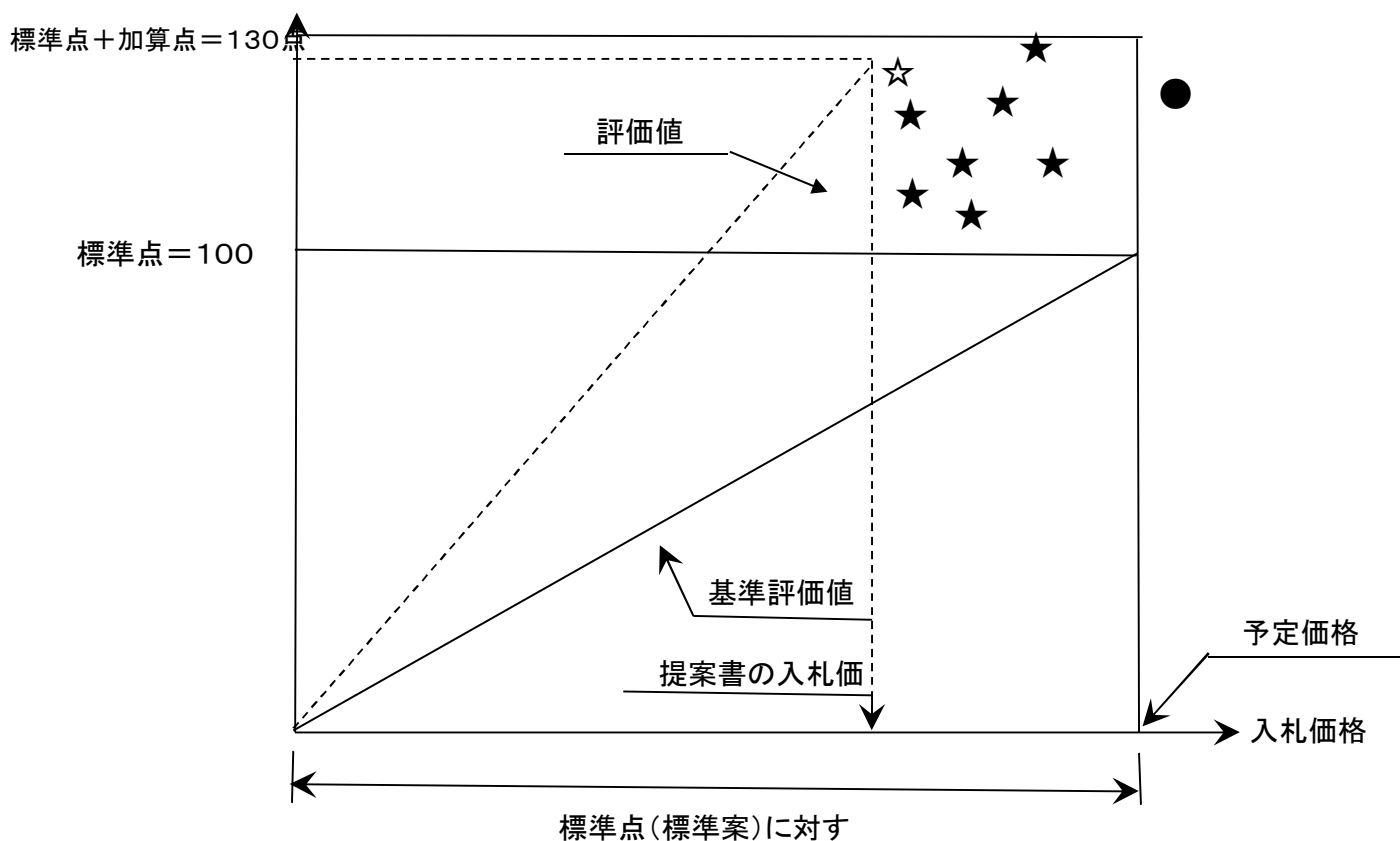
工事信頼度等の評価について

1. 事故等による安全対策について、口頭注意後2週間は－1点、文書注意後2週間は－2点評価とする。
2. 贈賄等による指名停止の有無を評価し、営業停止又は指名停止期間処置後の3～6ヶ月、文書注意後2ヶ月、口頭注意後1ヶ月の期間については－2点評価とする。

評価項目及び指標				加算点 (下記に示す点数の範囲で付与する)
施工の 確 実性	施工計画	簡易な 施工計画	安全管理（貸機材搬入など）に対する技 術的所見	12
	企業の技術力	同種工事の施工実績		3
		工事成績		
	技術者の能力	同種工事の施工実績		
企業の 信頼性, 社会性	地域精通度 地域貢献度	地域内での拠点の有無		
		近隣地域での施工実績		
		災害協定等による地域貢献の実績やボランティア活 動による地域貢献の実績		
工事信頼度		別添資料 2 参照		
合計加算点の最大値				15

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	15	115	1.7000	67.6470	☆ 1
②	100	10	110	1.7500	62.8571	4
③	100	10	110	1.8500	59.4594	6
④	100	0	100	1.5500	64.5161	3
⑤	100	15	115	1.9500	58.9743	7
⑥	100	0	100	1.7500	57.1428	8
⑦	100	10	110	1.6500	66.6666	2
⑧	100	15	115	1.9000	60.5263	5
⑨	100	10	110	2.0500	-	注1 -
⑩	100	0	100	2.2000	-	注1 -

- ・注1: 予定価格を超過
- ・☆: 落札者
- ・予定価格=2.0(億円)
- ・加算点、評価値については、少数第5位切り捨て



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者(落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者)
- : 非落札者(予定価格以上)

## 工事概要

施設名 国立療養所栗生楽泉園

### 1. 不自由者棟改修整備

概要 第1不自由者棟5号棟西の居室10室を個室5室に改修する。また、屋根の更新及び床暖房の整備を行うとともに、太陽光発電設備を設置する。  
改修面積 376㎡(RC-1F)

### 2. 屋上防水等改修整備

概要 屋根及び屋上防水の老朽化に伴い、屋根塗装及び防水改修を行う。

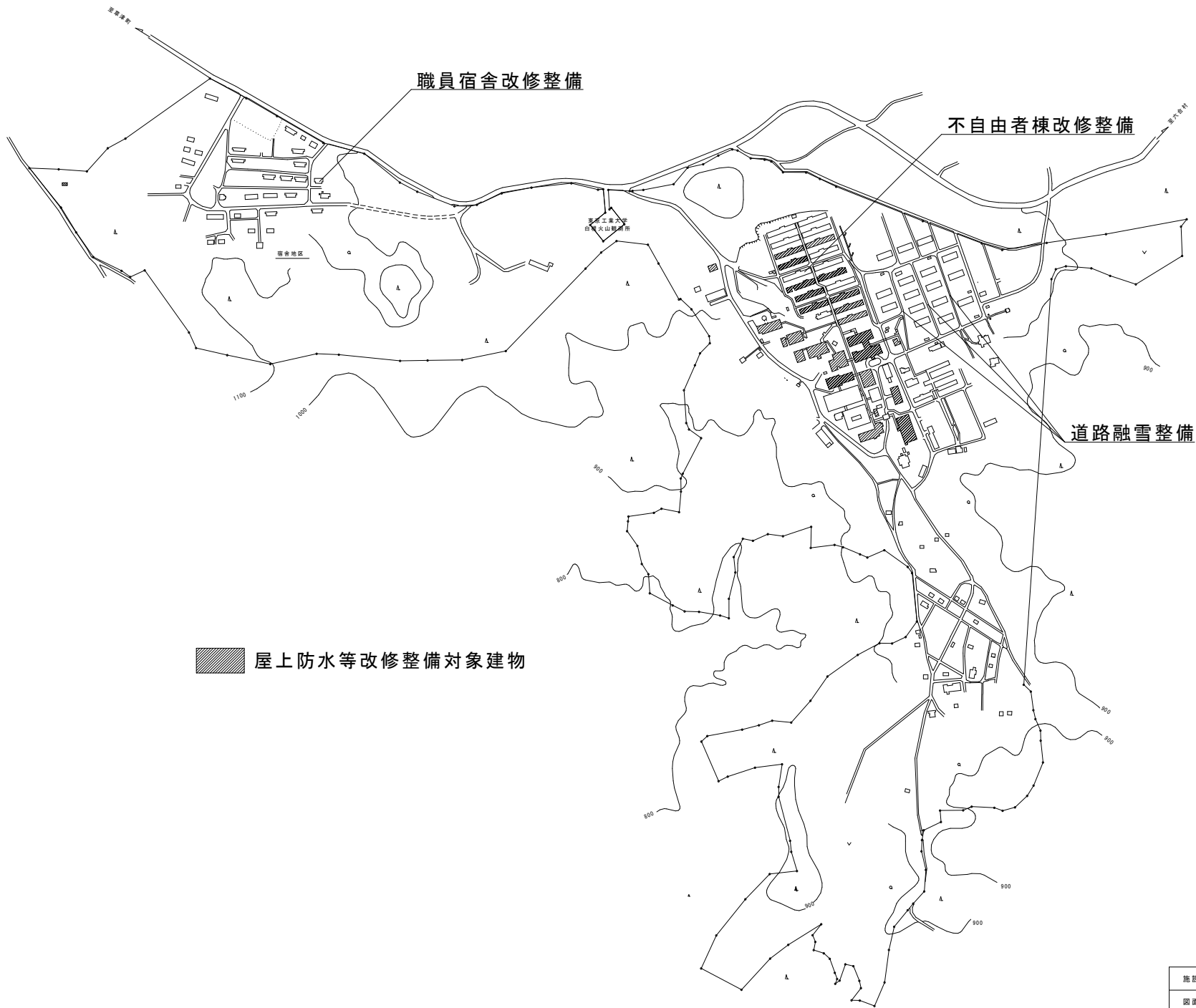
第1不自由者棟	屋根塗装	5,420㎡
機能訓練棟	屋根塗装	762㎡
治療棟	アスファルト防水更新	1,296㎡
屋内訓練棟	屋根塗装	855㎡
面会人宿泊棟	屋根塗装	450㎡
浴場棟	屋根塗装	109㎡
事務本館	アスファルト防水更新	442㎡
サービス棟	アスファルト防水更新	665㎡
受電棟	アスファルト防水更新	173㎡
福祉棟	アスファルト防水更新	568㎡
職員更衣棟	アスファルト防水更新	818㎡
福祉センター棟	シート防水更新	703㎡
霊安解剖棟	シート防水更新	106㎡
給食棟	アスファルト防水更新	687㎡
ボイラー棟	アスファルト防水更新	306㎡

### 3. 道路融雪整備(上地区通3本)

概要 入所者の居住区域にあたる上地区の道路3箇所融雪設備を設置し歩行者の安全確保を図る。

### 4. 職員宿舎改修整備


概要 看護師宿舎(103号棟)の内部改修(ユニットバス設置、内装仕上改修)及び外部改修(屋上防水改修、外断熱設置)を行う。  
改修面積 298㎡(RC-3F)



職員宿舎改修整備

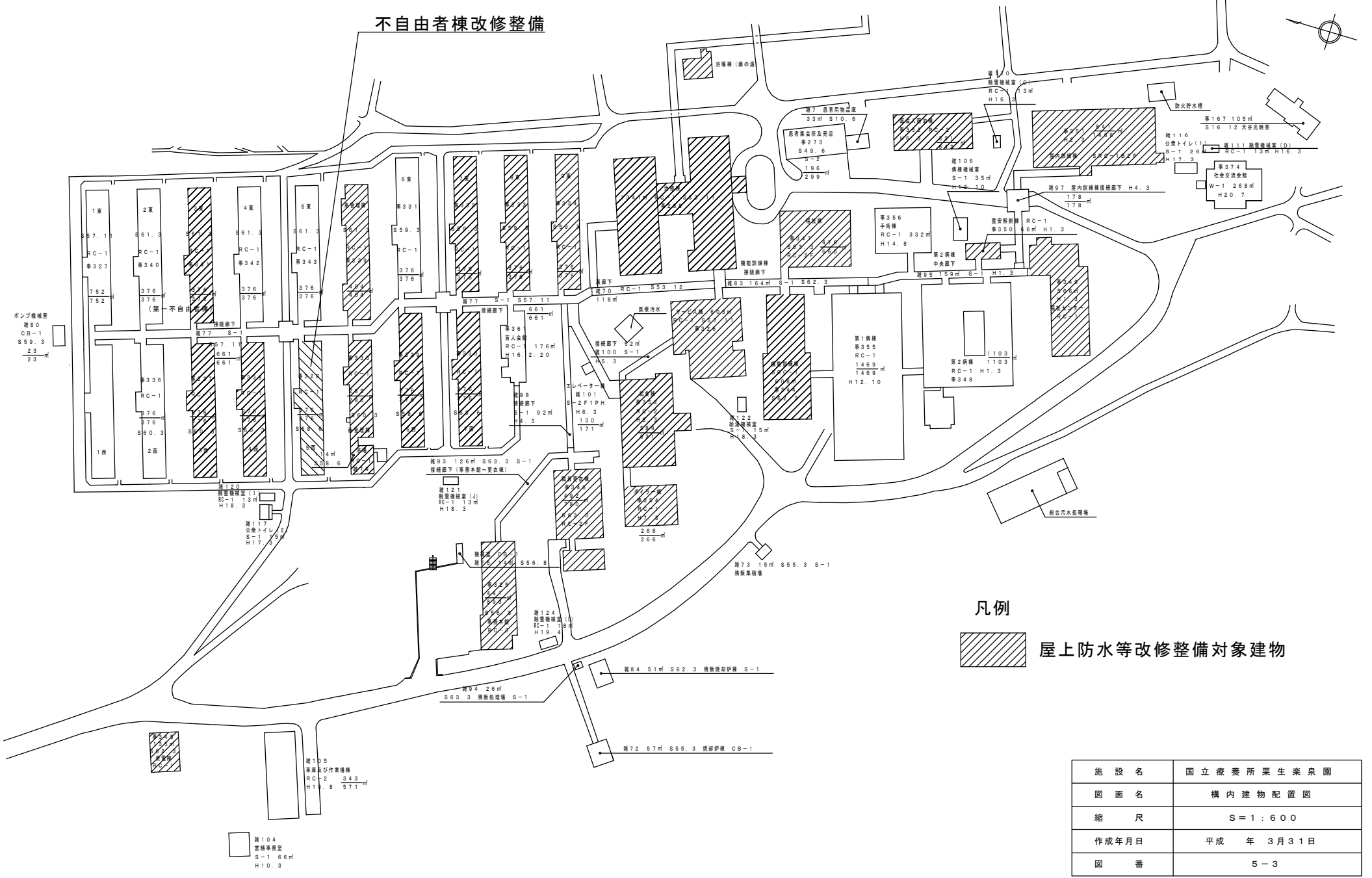
不自由者棟改修整備

道路融雪整備


 屋上防水等改修整備対象建物

施設名	国立療養所栗生楽泉園
図面名	構内配置図

不自由者棟改修整備



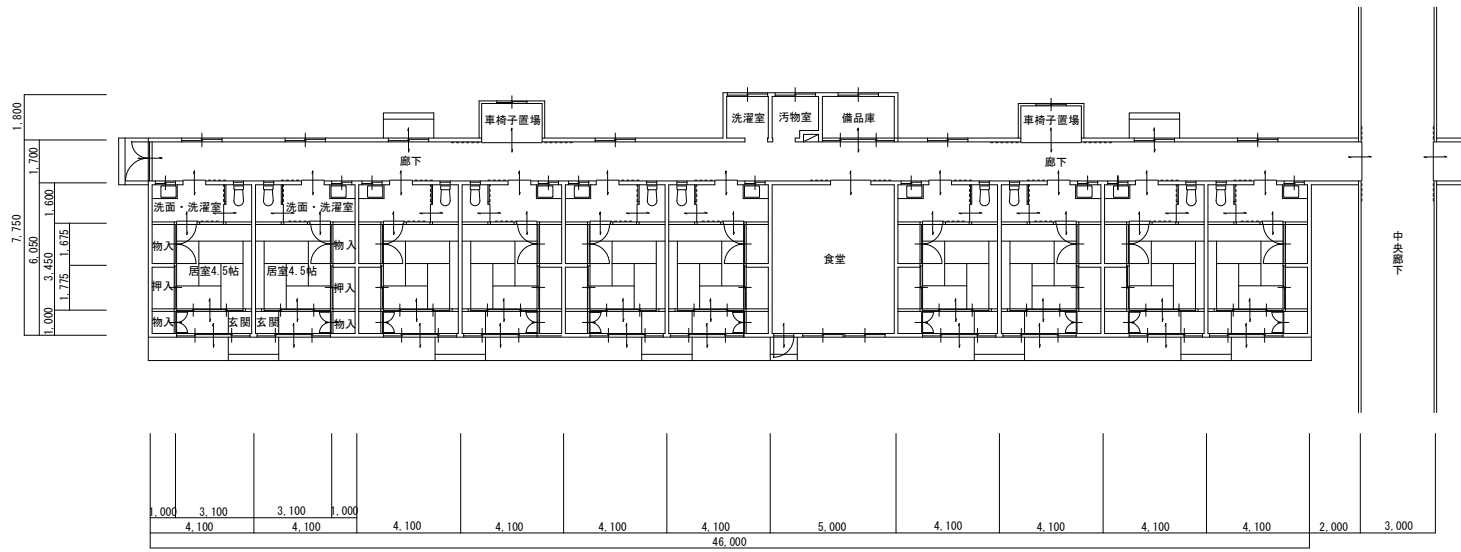
凡例



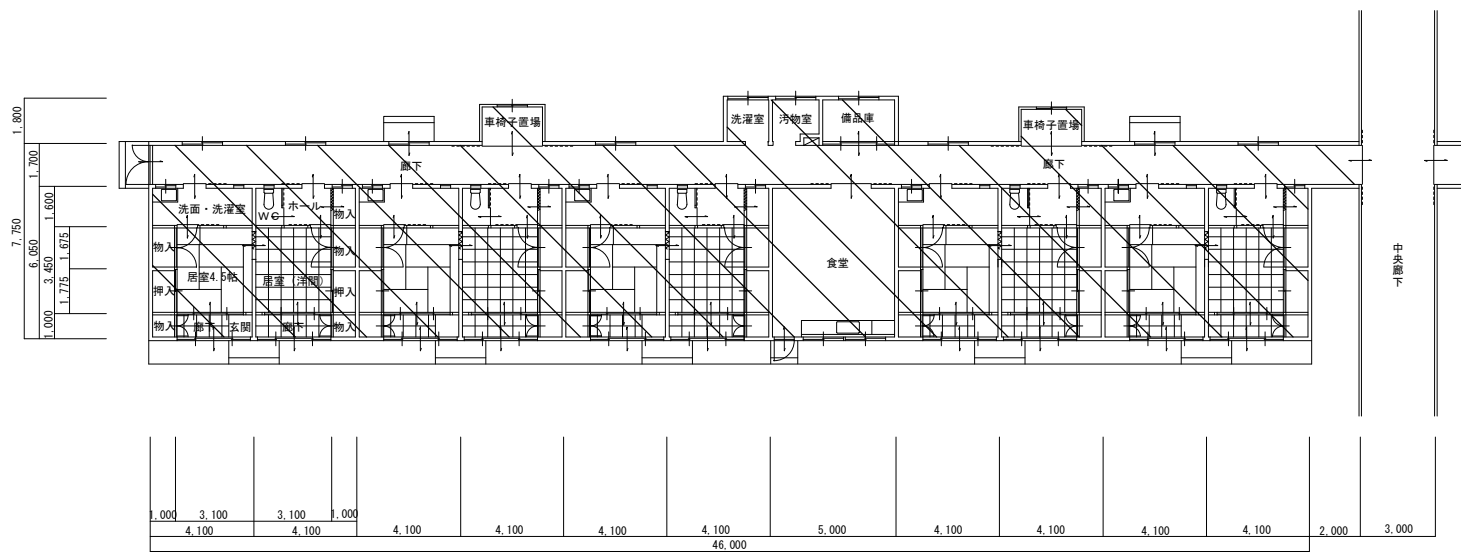
屋上防水等改修整備対象建物

施設名	国立療養所栗生楽泉園
図面名	構内建物配置図
縮尺	S=1:600
作成年月日	平成 年 3月31日
図番	5-3

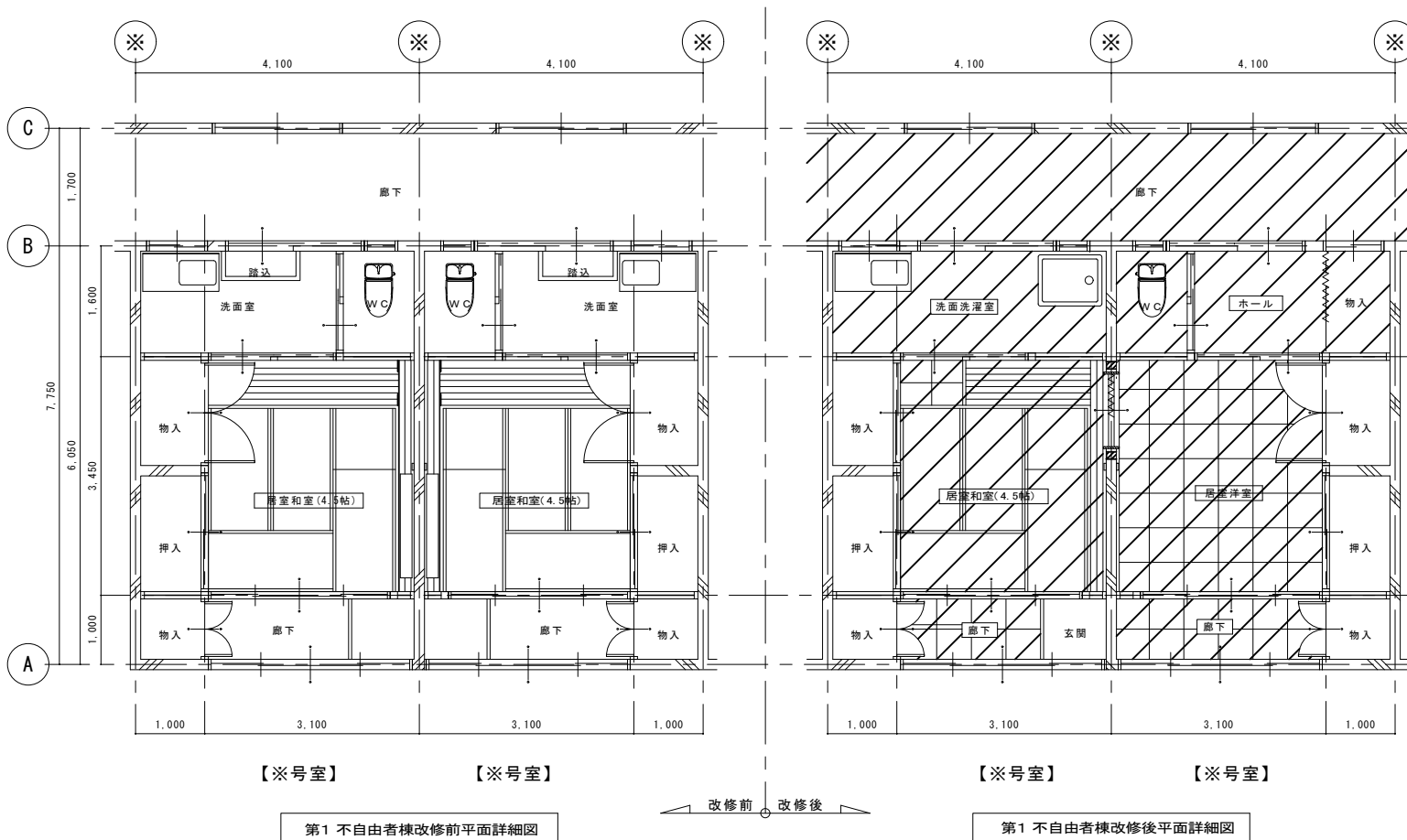




第1不自由者棟（5西）改修前平面図



第1不自由者棟（5西）改修後平面図



※独身者棟 1人1室を2室に改修

※内装仕上げ及び木下地等全て解体撤去、再仕上げ  
(木製建具更新含む)

※蒸気コンベクター式暖房を温水式床暖房に改修

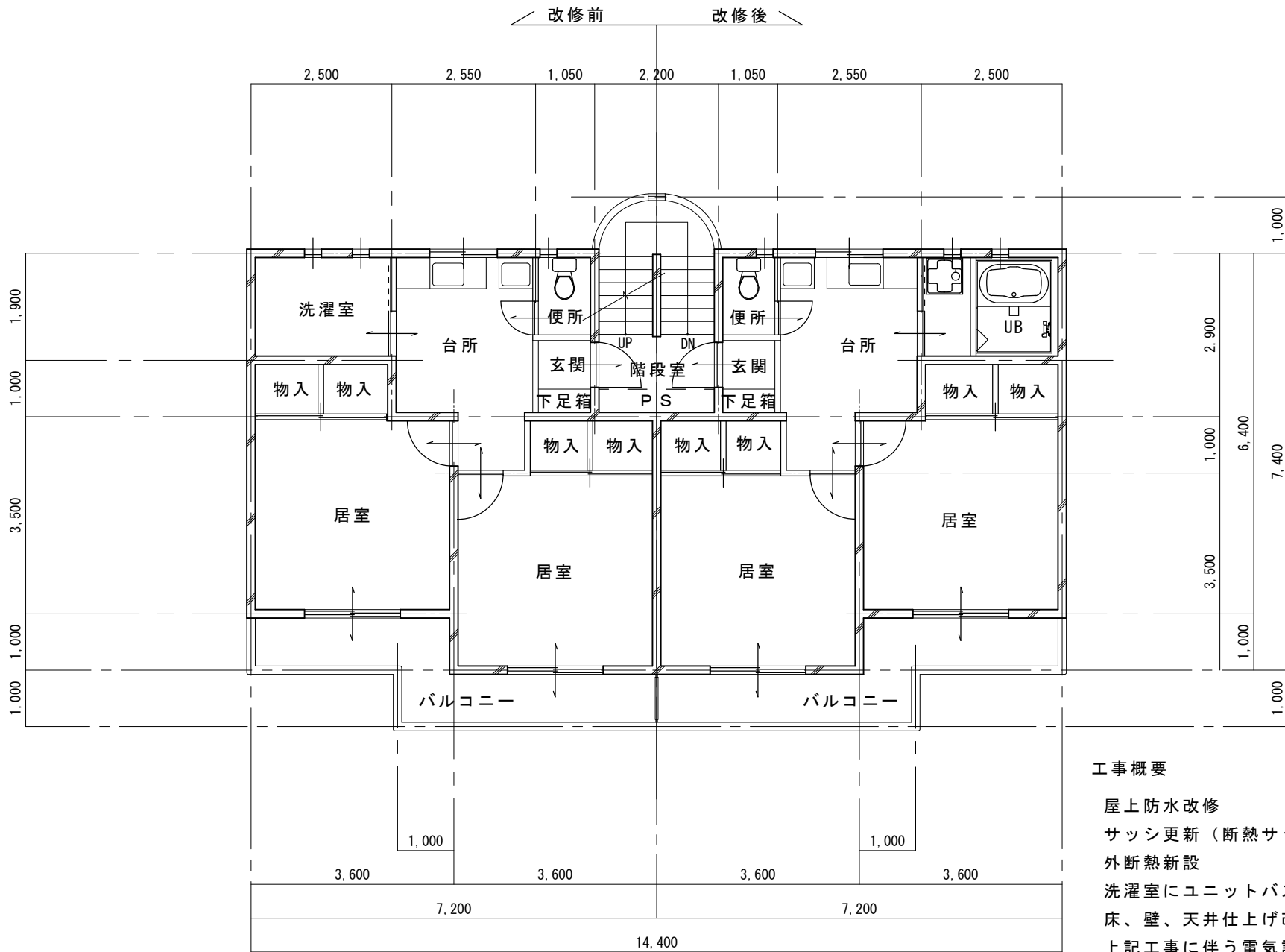


※最大60mmの床段差をバリアフリー化

※屋根葺き替え及びスラブ面断熱施工

※屋根面に太陽光発電パネルを設置

縮尺 1/100



- 工事概要
- 屋上防水改修
  - サッシ更新（断熱サッシ）
  - 外断熱新設
  - 洗濯室にユニットバス設置
  - 床、壁、天井仕上げ改修
  - 上記工事に伴う電気設備、機械設備工事一式

看護婦宿舎平面図（RC-a 3F）

建設工事請負契約書(案)

- 一 工事名 国立療養所栗生楽泉園不自由者棟改修整備その他工事
- 二 工事場所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647
- 三 工期 契約締結日の翌日から平成26年3月28日
- 四 請負代金額 金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)とする。
- 五 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者 支出負担行為担当官国立療養所栗生楽泉園事務部長石川 武志と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647  
氏名 支出負担行為担当官  
国立療養所栗生楽泉園事務部長  
石川 武志

受注者 住所  
氏名

(総則)

- 第一条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第三条 受注者は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限り。）を付さなければ

ばならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の十分の三に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十七条第三項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第六条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第七条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第八条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第九条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試

験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 主任技術者  
監理技術者
- 三 専門技術者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第十一条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第十二条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著し

く不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。  
(工事材料の品質及び検査等)

第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。  
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第十四条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、



当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第十五条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第二項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原

状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第十七条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
    - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
    - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
    - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(設計図書の変更)
- 第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(工事の中止)
- 第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第二十一条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第二十二条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十三条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十一条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から十四日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。  
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、(内訳書及び)物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第二十六条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知し

なければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十七

条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - 一 工事目的物に関する損害損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十二條まで、第二十五条から第二十七條まで、前条又は第三十三條の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十一条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工

事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前五項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第三十二条 受注者は、前条第二項（同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第三十三条 発注者は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第三十四条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減



額後の請負代金額の十分の五を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から三十日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年五パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第三十五条 受注者は、前条第三項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第三十六条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(第三者による代理受領)

第三十七条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第三十八条 受注者は、発注者が第三十四条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第三十九条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第三十一条第四項又は第五項（第三十八条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から二年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は十年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第一項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第二項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以内に第一項の権利を行使しなければならない。
- 5 第一項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第四十条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三.〇パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第三十二条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年三.〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第四十一条 第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
  - 一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
  - 二 工事完成債務

三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第二十八条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第四十二条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第四十九条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイ

からホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第一項第一号から第五号までの規定により、この契約が解除された場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第四十三条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第四十四条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。

二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五（工期の十分の五が六月を超えるときは、六月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第四十五条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第一項の場合において、第三十四条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合にお

いて、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第四十二条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年五パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前二条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第四十六条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第四十七条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この

契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第四十八条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第四十九条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第五十条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第七条又は同法第八条の二（同法第八条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六若しくは同法第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第五十一条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契

約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の百分の十に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第七条又は同法第八条の二（同法第八条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第六十六条第四項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第六十六条第四項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 受注者又は受注者の代理人が刑法第九十六条の六若しくは同法第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第一項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第五十二条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年五パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（補則）

第五十三条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

平成年月日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

[管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第二十五条の九第一項又は第二項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。]

平成 年 月 日

発注者

印

受注者

印



[裏面]

## 仲裁合意書について

### (一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

### (二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。